

**東松島市大塩保育所運営等事業者
募集要項**

令和8年6月

この要項は、東松島市大塩保育所運営事業者等募集にあたり、簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、移管法人を選定するため、その必要な手続き等について定めることを目的とする。

1 趣旨

東松島市（以下「市」という。）では、現在公立保育所として運営している大塩保育所について、施設の老朽化が進む中、今後の施設整備の方向性や運営方針として、令和7年10月に「東松島市公立保育所再編計画」を策定した。

本計画に基づき、入所児童及び職員の安心・安全の確保、安定的な保育所運営の継続、多様な保育サービスの実施を図るため、民間事業者の機動性と柔軟性を活かし、多様な保育ニーズへの対応強化、市全体の保育・子育てサービスの活性化を推進することを目的として、当該施設の運営及び施設整備を担う優先交渉法人（以下「優先交渉法人」という。）を募集する。

本募集要項は、別添仕様書と一体となり、応募手続き、審査方法、提出書類等を定めるものである。

2 対象施設

施設名	大塩保育所（現施設）
施設種別	児童福祉法に定める認可保育所
利用定員	60人
所在地	東松島市大塩字緑ヶ丘三丁目1番地1
現施設開所年月日	平成6年4月1日
建物延床面積	492.28㎡
建物構造	木造平屋建

※民営化後の定員設定については、仕様書「6 定員設定」を参照すること。

3 事業内容

- (1) 保育施設運営全般（保育の提供、職員の雇用・配置、給食提供、施設管理等）
- (2) 保育施設整備（改修工事又は新築工事等）
- (3) 仕様書に定める事項の履行

※施設整備に関する実績が少ない事業者は、外部専門業者との連携体制を提案書に明記すること。

4 参加資格

プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「応募者」という。）が必要な参加資格要件は、東松島市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（平成25年東松島市訓令甲第13号）第4条の規定に掲げた条件を満たすこと。

また、次の条件をすべて満たしている事業者とする。

- (1) 現に認可保育所、認定こども園、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業、家庭的保育事業、企業主導型保育事業のいずれかを同一法人または法的承継法人として、令和8年6月時点において概ね3年以上運営している者
- (2) 現在運営している施設の運営内容及び財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。
 - イ 直近3年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。
- (3) 事業主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査等において、重大指摘（改善命令・勧告等）を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適切な改善の報告及び実施がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取扱いとする。
- (4) 保育指針等を十分に理解し、市の保育行政に対して積極的に協力でき、児童福祉事業に熱意と見識を有し、地域との信頼関係を築ける事業者であり、保育事業を継続的に安定運営できる経営基盤と社会的信望を有していること。
- (5) 施設開設準備の期間から市との協議・調整を密に行い、周辺地域への情報提供や説明会等を適切に行えること。
- (6) 関係法令等に定める欠格事由に該当しないこと。

5 市の子育て支援の取組みに係る情報について

以下 URL に示す東松島市ホームページにて公表していることから、応募者は当該 Web ページ参照のうえ、詳細を把握すること。

<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kurashi/kenko-fukushi/kosodate/index.html>

また、本プロポーザルに関する基本事項は以下を参照すること。

別紙1 東松島市公立保育所再編計画

別紙2 東松島市公立保育所民営化ガイドライン

別紙3 東松島市教育振興基本計画

6 担当課

本プロポーザルの手続きに関する担当課については、次のとおりとする。

- (1) 担当部署等

東松島市保健福祉部子育て支援課

- (2) 連絡先

〒981-0503

宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

TEL (0225) 82-1111 内線1189

7 全体スケジュール

本業務に係るプロポーザルに関する全体スケジュールについては、次のとおりとする。

項目	スケジュール
公募案内の公表	令和8年6月 1日 (月)
現地見学受付期間 ※希望者のみ	令和8年6月 5日 (金) 午後5時まで
現地見学及び公募要項説明会 ※希望者のみ	令和8年6月 9日 (火) ～ 15日 (月)
参加申込書等受付期間	令和8年6月16日 (火) 午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和8年7月 6日 (月) 発送 (予定)
質問書提出日	令和8年7月13日 (月) 正午まで
最終質問回答日	令和8年7月17日 (金) (予定)
提案書提出日	令和8年9月 4日 (金) 午後5時まで
プレゼンテーション審査日	令和8年9月11日 (金) 午後
審査結果通知	令和8年9月下旬 (予定)
優先交渉法人との仕様の調整	担当課から連絡
優先交渉法人との覚書の締結	担当課から連絡

※「東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格」を有している事業者であることが参加条件となることから、未登録の場合は、参加申込書等受付期間内に所定の手続きを完了すること。登録を希望する場合は、「6 担当課」まで連絡すること。

【参考】一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 一式（下記URL参照）

<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/jigyosya/keiyakunyusatsu/kvosonyusatsu/index.html>

8 参加申込

(1) 現地見学及び公募要項説明会

大塩保育所の現地見学及び募集要項説明会を希望する場合は、次のとおりとする。

ア 実施概要 現地見学及び募集要項説明会は、法人ごとに実施する。参加人数に上限は設けませんが、通常保育に影響のない参加人数とすること。現地見学実施期間は令和8年6月9日（火）～15日（月）とし、申込み受理後に「6 担当課」が日程調整を行う。現地見学は概ね60分程度を予定する。

イ 現地見学受付期間 令和8年6月5日（金）午後5時まで（時間厳守）

ウ 申込み方法 希望する場合は、以下URL等から申込みを行う。

<https://logoform.jp/form/vbqt/1561783>



(2) プロポーザルへの参加申込

本要項「4 参加資格」を満たす事業者等で本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出するものとする。

ア 提出期限 令和8年6月16日（火）午後5時まで（時間厳守）

イ 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）、電子メールによる。
※郵送の場合、発送後に「6 担当課」まで電話にて連絡を行うこと。
※持参の場合、市役所閉庁日は受付不可とする。
※電子メールによる場合、添付ファイルの合計容量は10MB以内とすること。これを超える場合は、オンラインストレージ（例：GigaFile 便等）を使用し、ダウンロードURLを明記のうえ送信すること。ファイル名は「法人名提出書類名提出日（例：〇〇福祉会_参加申込書_2026年6月1日）」とし、パスワードを設定する場合は別送で通知すること。

ウ 提出書類 提出書類は、以下のとおり

- ①プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ②法人概要が分かる資料（定款、役員名簿、事業報告書、運営施設一覧、職員数等）
- ③財務諸表（直近3期分）
- ④その他市長が必要と認める追加書類の提出を求めることがある。

（3）参加資格の確認通知

応募者に対して、参加資格審査結果をプロポーザル参加資格確認通知書（様式第2号）により、参加資格の有無について通知するとともに、プロポーザル提案要請書（様式第3号）により企画提案書（以下「提案書」という。）の作成及び提出を要請する。なお、参加資格を有すると認められなかった者には、その理由を付して通知するものとする。

（4）提案書等の作成及び提出

プロポーザル参加資格確認により、参加資格を有すると認められた応募者（以下「提案者」という。）で、本プロポーザルを辞退しない場合は、審査に向け、次のとおり提案書等を提出すること。

ア 提出期限 令和8年9月4日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による。
※郵送の場合、発送後に「6 担当課」まで電話にて連絡を行うこと。
※持参の場合、市役所閉庁日は受付不可とする。

ウ 提出書類 （ア）プロポーザル企画提案書（様式第4号）1部に以下の必要書類を各1部添えて提出（代表者印を押印した正本1部及び副本11部（副本はコピー可））すること。なお、紙媒体のほか電子データも併せて提出すること。
（イ）提案書を要約した資料（任意様式、Microsoft Power Point 等で作成し、要点を踏まえた簡潔な資料とすること）

エ 提出先 「6 担当課」宛提出すること。

オ 提出上の注意事項

- ① 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は原則認めない。
- ② 提出書の不備、上記「4 参加資格」等を満たしていない場合又は満たさなくなった場合、その後の審査は行わない。
- ③ 提案内容は本募集の範囲とし提案内容を実現するものとする。なお、受注者は、業

務の実施にあたって、その提案内容について改めて市と協議のうえ、市の承認を受けること。

- ④ 仕様書に掲げる業務内容を大きく超える提案を行うにあたっては、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること。また、要求範囲を超える提案については市の判断で採用しないことがあるので、そのことによって、ほかの要求条件又は提案者の提案内容を実現できなくなる恐れがある等の制限事項がある場合は、必ず明記すること。
- ⑤ 提案内容について、2通り以上に解釈ができる場合は、市にとって有利な解釈によるものとする。
- ⑥ 提案書等に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして、市が求める要求要件及び提案内容の実現のために当然必要と認められる事項については、提案者の負担で対応すること。
- ⑦ 提案書等の記述において、特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負うこと。

(5) プロポーザルの途中辞退

提案者は、プロポーザル参加辞退届（様式第5号）を提出することによりいつでもプロポーザルの参加を辞退することができる。

(6) プロポーザルの瑕疵

プロポーザルにおける提案者の手続及び提出書類について、その内容等に瑕疵があることが判明した場合は、東松島市公立保育所運営等事業者募集プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査を行い、対応を決定する。

ア 審査委員会は、必要に応じて提案者に対し、瑕疵についてヒアリングを行うことができる。

イ 市長は、瑕疵が重大又は悪質（虚偽記載、財務情報の隠ぺい、第三者の権利侵害、審査妨害等）であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

9 質問及び回答

(1) 質問書の提出

提案者は、提案書作成にかかる質問がある場合は、質問書（様式第6号）により、所定の期限までに提出しなければならない。なお、質問に対する回答は、本要項及びその他配布された提供資料の追加または修正とみなすものとする。

ア 提出期限 公募開始から令和8年7月13日（月） 正午まで（必着）

イ 質問内容 募集要項に関すること。

※審査基準の配点等審査に関する事項や他者の状況、その他本業務の実施に必要なと判断される質問は受け付けない。

ウ 質問方法 電子メールでのみ受付

※電子メール以外での質問は受け付けない

- エ 提出先 ①送付先 「hoiku@city.higashimatsushima.miyagi.jp」
 ②質問件名 「東松島市大塩保育所運営等事業者募集に関する質問」
 ③質問者情報「事業者名・役職・氏名・電話番号・電子メールアドレス」
- オ 回答 令和8年7月17日（金）午後5時（予定）
 ※回答は電子メールにより全ての質疑を全提案者に対して回答する。
 ※回答先は全提案者の連絡先に送信することとする。
 ※回答に対する再質問は受け付けない。

10 審査

(1) 審査方法

審査委員会を設置のうえ、以下のとおり審査し、最も評点の高い提案者を優先交渉法人として選定する。ただし、最高得点が複数ある場合は、審査員の多数決により決定する。なお、必要に応じて別途ヒアリングを行うことがある。

- ・プレゼンテーション方式
- ・1提案者60分以内とする（説明30分、質疑応答30分）。

(2) 審査日 令和8年9月11日（金）

※詳細は別途提案者に通知する。

(3) 実施場所 東松島市役所（予定）

※詳細は別途提案者に通知する。

(4) 出席者 1提案者あたり3人以内とする。本プロポーザルを実施する際に主として担当する者が説明を行うこと。

(5) 提案書記載項目及び評価の観点

提案書^{※1}は、以下の内容を指定様式で作成すること（A4版（A3版折り畳み可））。

- ア 運営方針
- イ 教育・保育内容
- ウ 特別保育事業の実施体制
- エ 特色ある保育の内容
- オ 運営体制
- カ 職員体制
- キ 施設整備計画
- ク 地域連携・保護者対応
- ケ 労働環境
- コ 財務計画・資金調達計画

審査については、下表に示す評価の観点に基づき判断する。提案者の運営施設の規模や種別により実績が限定される場合は、計画内容・実施体制等を総合的に評価する。小規模保育事業等の小規模施設を運営する法人については、法人全体としての運営実績および経営基盤を評価対象とする。

審査項目	審査基準	配点
1 運営方針	公共性・公益性・保育理念の妥当性	10点
2 教育・保育内容	保育の質、カリキュラム、個別支援	30点
3 特別保育事業	延長保育・障害児保育等の体制	30点

4	特色ある保育	独自性・地域性・専門性	20点
5	運営体制	安全管理、衛生・健康管理、危機管理	10点
6	職員体制	職員確保、研修、処遇改善	20点
7	施設整備計画	整備手法、仕様書に定める諸条件	30点
8	地域連携・保護者対応	幼保小連携、保護者対応、説明責任	20点
9	労働環境	働きやすさ、離職率、労務管理	20点
10	経営状況 (運営の安定性)	経営成績、法人状態の健全性等	10点
合計			200点

※1 提案書の記載内容については、以下の点を踏まえ作成すること。

- ・提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ・難解な語句等には注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ・市が求める業務内容のうち、実現不可能な項目については明記のうえ、提供可能な代替案があれば明記すること。

表2

ランク	評価	評価係数
A	特に優秀である/高度な能力を有している/十分な実績がある	1.0
B	優れている/十分な能力を有している/実績がある	0.8
C	平均的・普通である/平均的な能力である	0.6
D	物足りない/若干劣る能力である	0.4
E	不安・不満である/能力が劣る	0.2
F	記載なし/実績なし	0.0

11 結果通知

(1) 選定結果通知書

選定された提案者（以下「優先交渉法人」という。）に対しては、プロポーザル選定結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(2) 非選定結果通知書

優先交渉法人とならなかった提案者（以下「非選定事業者」という。）に対しては、プロポーザル非選定結果通知書（様式第8号）を通知するものとする。

非選定事業者は、非選定となった理由について、説明を求めることができる。

12 覚書等

(1) 覚書等締結

覚書等は、仕様書及び提案書に基づき、優先交渉法人と事業内容を協議、決定のうえ締結する。

協議が整わない場合、優先交渉法人から覚書等締結までの手続期間中に辞退の意思又は

プロポーザル参加資格の喪失が明らかとなった場合は、順次、審査結果の次点者を繰り上げ、協議のうえ覚書等を締結する。

(2) 優先交渉法人決定の取消し

市長は、次の事由が生じた場合、優先交渉法人に対し、その決定を取り消す。

ア 参加申込書及び提案書の作成に関して不正行為が認められた場合

イ 本項「4 参加資格」の条件を満たさなくなった場合

13 その他の留意事項

本プロポーザル参加に際して応募者は、以下について留意する。

- (1) プロポーザルに参加する費用等は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 応募者は1つの提案しか行うことができない。
- (3) 書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に基づくものとする。
- (4) 応募に際し記載された個人情報・法人情報は、市では本事業の事業者選定に関する範囲内のみで使用する。また、当該個人情報については、個人情報に関する法令、条例及び規程により適切に管理を行い、法令等による除外事項を除き、目的外利用及び第三者提供を行うことはしない。
- (5) 提案書の提出後は、提案書に記載されたいかなる内容の変更も原則認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したものについてはこの限りでない。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲177号）に基づき指名停止措置等を行うことがある。
- (7) 企画提案内容を確認するため、具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (8) 今後、国が示す制度の内容により基準等が変更となる可能性があるが、変更への対応等については事業者の責任により行うこととし、市はその損害等を補償しない。
- (9) 保育施設運営に関しての関係機関・各種団体の調整については、優先交渉法人（覚書締結後は移管法人）の責任において行うこと。
- (10) 提出された資料は一切返却しない。
- (11) 本要項に記載がない事項が発生した場合は、審査委員会の協議を経て審査委員長が決す。